

下関市入札監視委員会規則第5条第9項に基づき、次のとおり公表します。

下関市入札監視委員会（第38回）審議概要

開催日時	令和元年6月25日（火） 13：30		
場所	本庁舎新館5階大会議室		
委員	今村 俊一（弁護士） 香月 豊文（一級建築士） 藤本 博美（ファイナンシャルプランナー） 村上 俊秀（高等学校教諭） 足立 俊輔（大学准教授）		
審査対象期間	平成30年10月1日 ～ 平成31年3月31日		
審査対象総件数	258件	(抽出工事名称)	
及び 審査 対象 案件 数 抽出 事 案	一般競争入札	180件	下関陸上競技場全天候舗装改修工事
	指名競争入札	54件	綾羅木処理分区下水道管渠布設工事（7）
	随意契約	24件	下関市立中学校空調設備設置工事
議事事項及び委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり		
指名停止措置の運用状況報告	1件1者		
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし		

議事項目、意見・質問	審議結果、回答
抽出事案の審議について	
<p>市長部局分工事一覧表の5ページにブロック塀改修工事が、14ページにブロック塀解体撤去工事が記載されているが、一般競争入札と随意契約に分かれている。最近、地震によるブロックの倒壊による事故が多く、緊急を要すると思うが、一般競争入札の方は緊急を要しないという判断なのか。</p> <p>緊急を要するものとそうでないものとの分類はどのようにしているのか。見在目か。</p> <p>一般競争入札を行うものについてはすぐに危険性はないということでしょうか。</p>	<p>十分な工期を確保できる場合は原則一般競争入札で、緊急の場合は随意契約を行う。</p> <p>14ページのブロック塀解体撤去工事は緊急を要するため、随意契約を行った。</p> <p>発注課が、このまま放置していると崩れる危険性があると判断したものは緊急性があるので随意契約を行っている。</p> <p>そうである。</p>
下関陸上競技場全天候舗装改修工事について	
<p>2回の設計変更が行われているが、その内容と原因は。</p> <p>設計の段階で、施工に入る前に確認できなかったのか。設計変更を行うと</p>	<p>1回目の変更設計の内容は、測量結果に伴う施工面積の変更。併せて公益財団法人日本陸上競技連盟からの図面指導の回答に伴い、第2種公認陸上競技場の規格に合致させるために、砲丸落下域及び砲丸サークル撤去、突き箱及び踏切板を新設した。2回目の設計変更の内容としては、公益財団法人日本陸上競技連盟からの図面指導の回答を基に、修正した図面を再度図面指導の申請を行ったところ、新たに兼用サークルの位置について指摘があったため、兼用サークルの移設を行ったもの。</p> <p>工事発注後に図面指導を行うので、予測できなかった。</p>

どうしても割高になるが。

今の質問に関連するが、最初から公益財団法人日本陸上競技連盟とすり合わせ、設計変更しないですむようにできなかったのか。

入札の結果について、5者が参加し3者が調査基準価格となっている。以前も他課において同じケースがあり、調査基準価格と同額で入ったものがあった。違和感を覚えるが、入札する立場としてどのように考察するか。

以前、調査基準価格と同額になっている事例で、同額となっている理由は積算ソフトが正確であるからという説明を受けたが、それにしても、それぞれの会社で得意、不得意があり、単価に差異が出るのではないかと思う。違和感を感じないか。

業者は見積り価格が分かるのか。

そうであれば4者が同額となるはずではないか。

業者は調査基準価格が分かるのか。

公益財団法人日本陸上競技連盟の基準が変更されたことにより、契約変更となっている。平成30年度の終わりに基準が変わっている。

当該工事の設計は歩掛がないので、基本は見積りが主となる。価格を公表せざるを得なくなり、そうすると金額のぶれが少なくなる。

見積りは表示しなければいけないようになっている。業者はそのままの金額を入れるようになる。

入札のときに見積りを明示するようになっている。

今回の件では、見積りが設計書に明示され公表されているので、業者は調査基準価格どおりに入れることが可能である。

調査基準価格より安い金額を入れると、履行確実点の5点が取れなくなるので、3者は一番安い金額として調査基準価格の金額で入れたのではないかと考える。

調査基準価格については直接工事費、現場管理費等の何%という算出方法を公表しているため、積算すれば分かる。

<p>直接工事費は同額になる可能性があるが、共通仮設費、現場管理費、一般管理費は差異が出て当然ではないか。</p>	<p>歩掛等が公表されているので、共通仮設費等の設計上の諸経費を算出し、履行確実点の加算を目的に、調査基準価格に合わせて諸経費を合わせて入札してくる。</p>
<p>調査基準価格は公表しないものか。</p>	<p>事前には、公表していない。</p>
<p>第三者に同じような質問をされた時に理解を得られるような説明が必要。 共通仮設費、現場管理費、一般管理費は、各者それぞれ違うのではないのか。各者同じなのか。</p>	<p>土木工事は山口県が公表している歩掛により直接工事費が出れば、直接工事費に対して共通仮設費がその何%、現場管理費が純工事費の何%といったように明示してあるので、見積業者は市の設計額と同額で設計できるようになっている。</p>
<p>工事内訳書の金額だが、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費は、各者同じ金額が上がってくるのか。結果、トータルが一緒になるのか。</p>	<p>土木については、見積価格を入札時に公開しており、直接工事費が間違いないければ、同じ金額で上がってくる。 共通仮設費、現場管理費、一般管理費は各者同額で上がってくる傾向がある。</p>
<p>当該工事が特殊な工事で、見積りを取って単価が決まるからこのような積算となるのか。このケースに限ったことか。</p>	<p>特殊な部分はあるが見積り部分は公開しているの、通常の工事と同じように積算ができるようになっている。</p>
<p>入札の意味があまりないように思えるがいかがか。</p>	<p>当該工事については、総合評価であり、金額だけでなく業者の技術評価点で決めているので、結果的には技術評価点が一番高いところが落札している。</p>
<p>ほぼ技術評価点で決まっているのか。</p>	<p>そうである。</p>
<p>A者とB者の技術評価点の差は何か。</p>	<p>工事の成績、配置技術者の施工実績で差がついている。</p>

<p>他の業者とも技術評価点が違うが、理由は同じか。</p>	<p>施工実績の有無と、配置技術者の経験の部分で差がついている。</p>
<p>綾羅木処理分区下水道管渠布設工事（7）について</p>	
<p>意見等なし</p>	
<p>下関市立中学校空調設備設置工事について</p>	
<p>この工事は空調機の熱源はガスで、落札は電気屋だが、配管工事ではなく空調機の設置のみの工事か。</p> <p>電気屋でガス工事もするという事か。</p> <p>平成31年2月20日に見積依頼をし、半月で見積合せを実施して4者が辞退し1者になっている。このようにタイトなスケジュールになった背景は。</p> <p>他の自治体でも同じようなことが想定されるが、他の自治体が行っても同じようなスケジュールになるのか。</p>	<p>機器の設置、配管、電源工事全て含まれている。</p> <p>管の登録もしている業者である。</p> <p>子供の安心・安全の確保のために快適な環境を作らなければいけないので、今年の夏までにエアコンを設置し稼働させることが第一優先であった。工期を考えると3月中に業者を決定しなければならないが、不調になった時点で一般競争入札を行うと1か月かかり、業者決定は4月以降の議会で議決を経ることとなり、夏までに設置ができなくなるため、随意契約を行った。</p> <p>今年の夏までに設置するのであればこういったタイトなスケジュールにならないを得ない。</p>
<p>審 議</p>	
<p>下関市立中学校空調設備設置工事について、入札不調となり、本来ならば再度公告入札に付すべきところであるが、そうすると工事が夏までに間に合わないことから随意契約が行われている。随意契約となり競争性が失われているが、工事が集中するといった情報</p>	<p>当該工事については、12月議会で補正予算がつき、それから入札契約事務を行った関係でタイトなスケジュールになっている。</p> <p>当初予算で組まれていれば十分な工期が確保できた。</p>

<p>を事前に収集し早めに取り掛かることはできなかったのか。工期が夏までと決まっているものであれば、リスク管理を踏まえ、不調になる場合も想定し早めに取り掛かることはできなかったのか。</p> <p>要望だが、空調設備の設置を教室に限っているが、熱中症は体育施設で起こりやすいため、体育施設への空調設備の設置を検討して欲しい。</p> <p>抽出事案の審議は、意見をとどめておくということによいか。</p>	<p>関係部署に伝える。</p> <p>異議なし。</p>
<p>総合評価方式で入札を実施した工事の落札者決定について</p>	
<p>入札参加者2者、技術提案者1者となっているが、1者は辞退したのか。</p> <p>辞退の理由は。</p> <p>落札者決定について、意見等なしということによいか。</p>	<p>そうである。</p> <p>辞退の理由は求めているが、他工事との兼合いではないかと考えている。</p> <p>異議なし。</p>
<p>下関市優良工事事業者表彰について</p>	
<p>優良工事事業者表彰について意見等なし</p> <p>(事務局提案)</p> <p>現在、「下関市優良工事事業者表彰要領」の規定に基づき、表彰対象事業者について意見を伺っているが、今年度中に当該要領を一部改正し、報告事項としたいが、よろしいか。</p>	<p>異議なし。</p>